

◇申請対象条件一覧表

:選択不可【別紙】

【説明】学部生:◎及び○からそれぞれ1種類ずつ該当が必要

大学院生・専攻科生・留学生:○から1種類の該当が必要

対象条件	申請対象者	申請区分	備考	学部生		大学院生
				1・2・3回生	4回生以上	専攻科生 留学生
A区分 【学部生対象】 新制度 (日本学生支援機構 給付奨学金)に関する 事項	給付奨学金・家計基準見直しにより支援区分外になった者	A-1	令和4年10月以降の給付奨学金支援区分外の者	◎	◎	
	給付奨学金・振込中	A-2	令和4年10月以降の給付奨学金支援区分Ⅱ又はⅢの者	◎	◎	
	給付奨学金・申請対象外の者	A-3	大学等への入学時期に関する基準により申請対象外の者	◎	◎	
		A-4	在留資格等に関する基準により申請対象外の者	◎	◎	
	給付奨学金・申請中の者	A-5	令和4年度給付奨学金家計急変採用に申請中の者	◎	◎	
	給付奨学金・同時に申請予定の者	A-6	令和4年度給付奨学金・二次採用(後期)又は家計急変採用に申請する者 ^{※1}	◎	◎	
	給付奨学金・満期者	A-7	特別な理由(休学・留学)により標準修業年限を超えて在学し、申請対象外の者		◎ 5回生以上	
B区分 新型コロナウイルス 感染症対応制度に 関する事項	主たる学資負担者(本人の学資を主として負担している者) ^{※2} が新型コロナウイルス感染症の感染拡大により収入が減少し、授業料納付が困難な者	B-1	日本国や日本の地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書 ^{※3} を提出できる者	○	○	○
		B-2	世帯全体の収入減少後の所得及び臨時収入の合計額 ^{※4} が収入減少前の収入 ^{※5} と比較し1/2以下となっている者	○	○	○
C区分 従来制度に関する 事項	経済的理由により授業料納付が困難な者	C-1	経済的理由によって授業料納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者		○	○
	主たる学資負担者の死亡又は風水害等の罹災により授業料納付が困難な者	C-2	授業料納期前6ヶ月以内において、主たる学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる者		○	○
	その他やむを得ない事情により授業料納付が困難な者	C-3	(申請区分C-2)に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由のある者 ※免除の場合のみ その他やむを得ない事情があると認められる者 ※徴収猶予の場合のみ		○	○

申請対象外	正規生以外の者 授業料を滞納している者 特別な理由無く修業年限を超えて在学している者 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者
-------	--

【注記事項】

- ※1 申請区分A-6(給付奨学金・同時に申請予定の者)の該当者で本制度申請期間内に給付奨学金二次採用および家計急変採用に請しなかった場合は本制度は不許可となります。
- ※2 【B区分で申請した場合】
主たる学資負担者(本人の学資を主として負担している者)とは、父母又は父母両方いない場合は代わって生計を維持している者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変する前(令和元年、令和2年もしくは令和3年の1月～12月)の収入金額が多かった者です。
・独立生計者で配偶者がある場合は本人又は配偶者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変する前(令和元年、令和2年もしくは令和3年の1月～12月)の収入金額が多かった者。
・留学生で父母等が日本に居住していない場合は、本人又は配偶者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変する前(令和元年、令和2年もしくは令和3年の1月～12月)の収入金額が多かった者。
- 【C区分で申請した場合】
主たる学資負担者(本人の学資を主として負担している者)とは、父母又は父母両方いない場合は代わって生計を維持している者のうち、前年(令和3年1月～令和3年12月)の収入金額が多かった者です。
・独立生計者で配偶者がある場合は本人又は配偶者のうち、前年(令和3年1月～令和3年12月)の収入金額が多かった者。
・留学生で父母等が日本に居住していない場合は、本人又は配偶者のうち、前年(令和3年1月～令和3年12月)の収入金額が多かった者。
- いずれの区分で申請した場合でも独立生計者で配偶者がいない場合は、本人が主たる学資負担者となります。
- ※3 公的支援の受給証明書に係る対象の公的支援は、高等教育の修学支援新制度に準じます。
日本学生支援機構ホームページの「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」を参照してください。
なお、支援を必要としている者の収入が減少したことについて審査を行わない制度(国による特別定額給付金など)は対象外です。
- ※4 収入減少後の所得は、次式により計算します。複数の収入がある場合は合計します。(留学生を除く。)
(所得の種類は、家庭調書(様式③コロナ対応)又は家庭調書(留学生)(R様式③コロナ対応)を参照)

【給与収入】

給与支給額＝控除前支給額((令和4年6～8月分)×4)＋賞与見込み額(令和4年度)

所得＝給与支給額－給与所得の控除額(次表)

表. 給与所得の控除額の算出方法

給与支給額	給与所得の控除額(万円)
104万円以下	給与支給額×1.0
105万円～200万円	給与支給額×0.2+83
201万円～653万円	給与支給額×0.3+62
654万円～	258

【給与以外(事業等)】

所得＝(売上高(令和4年6月～8月分)－必要経費(令和4年6月～8月分))×4

【臨時的収入】

令和3年10月1日～令和4年9月30日の期間に得た臨時的な収入(保険金、支援金、補助金、給付金等)

- ※5 収入減少前の収入とは、新型コロナウイルス感染症により家計が急変する前(令和元年、令和2年もしくは令和3年の1月～12月)の収入金額です。